
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **信用リスクに関する注記事項の基準体系及び開示目的**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、ステップ 2 を採用する金融機関における開示（注記事項）に関連して、信用リスクに関する注記事項の基準体系及び開示目的の取扱いに関する ASBJ 事務局の提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。
2. なお、ステップ 4 では議論の展開次第で別途検討を行う。また、ステップ 5 に関連する開示についてはステップ 5 において検討する。さらに、連結財務諸表における注記と単体財務諸表における注記の関係については別途検討する。

II. 本論点を取り上げる理由

3. 第 502 回企業会計基準委員会（2023 年 5 月 29 日開催）、第 504 回企業会計基準委員会（2023 年 6 月 26 日開催）、第 200 回金融商品専門委員会（2023 年 5 月 24 日開催）及び第 202 回金融商品専門委員会（2023 年 6 月 20 日開催）では、ステップ 2 を採用する金融機関における開示（注記事項）に関する基本的な方針等（詳細は審議事項(1)-1 参照。）について審議し、特段の異論は聞かれなかった。
4. 前項のステップ 2 を採用する金融機関における開示（注記事項）に関する基本的な方針では、開示目的を定めるアプローチを採用することを提案した。この点に関して、現行の企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）は開示に関して開示目的を定めるアプローチを採用しておらず、金融商品会計全体について開示目的を定めるアプローチを採用するのが望ましいと考えられるものの、本プロジェクトは金融商品の減損（すなわち、信用リスク）に関する基準開発を目的としたものであるため、本プロジェクトにおいては信用リスクに関する注記事項に限定して開示目的を定めるアプローチを採用すべきと考えられる。
5. ここで、金融商品会計基準では、時価に関する注記事項を除き、信用リスクに関する注記事項とその他の注記事項を区分することを想定した基準体系になっておら

ず、信用リスクの開示目的を定めるための前段階のプロセスとして、信用リスクに関する注記事項の基準体系を整理する必要があると考えられる。

6. このため、本資料では信用リスクに関する注記事項の基準体系について検討した上で、信用リスクの開示目的に関する IFRS 第 7 号「金融商品：開示」（以下「IFRS 第 7 号」という。）の定めを取り入れるかどうかに関する ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しする。

III. 信用リスクに関する注記事項の基準体系

日本基準における金融商品に関する注記事項の基準体系の確認

7. 金融商品会計基準では、次のとおり金融商品に関する注記事項の枠組みについて定めている。ここでは、信用リスクのみを取り出して注記事項を定めていない。

VII-2. 注記事項

40-2. 金融商品に係る次の事項について注記する。ただし、重要性が乏しいものは注記を省略することができる。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。

(1) 金融商品の状況に関する事項

- ① 金融商品に対する取組方針
- ② 金融商品の内容及びそのリスク
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

(2) 金融商品の時価等に関する事項

なお、市場価格のない株式等については時価を注記しないこととする。
この場合、当該金融商品の概要及び貸借対照表計上額を注記する。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

8. さらに、金融商品に関する具体的な注記事項については、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下「時価開示基準」という。）や日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）などの他の会計基準等において定めて

いる。これら時価開示基準などの他の会計基準等の中には、金融商品の信用リスクに関連する注記事項を定めているものがある。信用リスクに関連する注記事項として、例えば次のものが挙げられる。

- (1) 金融商品に係る信用リスクが、ある企業集団、業種や地域などに著しく集中している場合には、その概要（貸借対照表計上額及び契約額に対する当該信用リスクを有する取引の相手方の金額の割合を含む。）（時価開示基準第3項(2)②）
- (2) 金融商品に係るリスク管理体制（時価開示基準第3項(3)）
- (3) 融資等に関連して受け入れた担保の一部の注記（金融商品実務指針第28項）
- (4) 当座貸越契約及び貸出コミットメントの未実行残高（金融商品実務指針第139項）
- (5) 債務保証（企業会計原則 第三 貸借対照表原則 一 C、日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第61号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」）

ASBJ 事務局の分析

9. IFRS 第7号では、報告期間の末日現在で晒されていた金融商品から生じるリスクの内容及び程度を財務諸表利用者が評価できるような情報を開示することを要求しているが（IFRS 第7号第31項）、金融商品から生じるリスクを信用リスク、流動性リスク及び市場リスクの3つに区分した上で、財務諸表利用者の観点から、それぞれのリスクの内容及び程度を評価するのに見合った開示要求事項が定められている。
10. 一方、金融商品会計基準及び時価開示基準は、金融商品に係るリスクには取引相手先の契約不履行に係るリスク（信用リスク）や市場価格の変動に係るリスク（市場リスク）、支払期日に支払いを実行できなくなるリスク（資金調達に係る流動性リスク）が含まれるとしているものの、リスクごとに体系的に注記事項を定める基準体系になっていない。さらに、信用リスクに関する注記事項が複数の会計基準及び実務指針において定められているため、ステップ2を採用する金融機関における開示に関する基本的な方針のとおり、IFRS 第7号で要求される開示事項をすべて取り入れて整合的なものとする場合には、信用リスクに関する注記事項に関する基準体系について検討する必要があると考えられる。
11. この点、予想信用損失モデルによる金融商品の減損に関する基準開発にあたり、ASBJ 事務局は金融商品の減損に関する新たな適用指針を設ける方向性で検討を進めており、この方向性で進める場合には、開示目的を定めるアプローチを採用する

にあたり、金融商品会計に関する注記事項全般を定めている金融商品会計基準を除いて、信用リスクに関する具体的な注記事項はすべて当該適用指針において定めることが考えられる。この場合には、時価開示基準などで定められている既存の信用リスクに関する注記事項については、金融商品会計基準を除いて、既存の会計基準及び実務指針における定めを削除し、金融商品の減損に関する新たな適用指針に集約することが考えられる¹。

ASBJ 事務局の提案

12. 上述の検討を踏まえ、開示目的を定めるアプローチを採用するにあたり、信用リスクに関する注記事項は、金融商品会計基準において金融商品会計に関する注記事項全般を定めている場合を除いて、金融商品の減損に関する新たな適用指針において定めることとしてはどうか。この場合、時価開示基準などで定められている既存の信用リスクに関する注記事項については、既存の会計基準及び実務指針から削除し、金融商品の減損に関する新たな適用指針に集約することとしてはどうか。

ディスカッション・ポイント1

本資料第9項から第12項の事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

IV. 信用リスクの開示目的

13. 本資料第12項のとおり、開示目的を定めるアプローチを採用するにあたり、信用リスクに関する注記事項については、金融商品の減損に関する新たな適用指針で定めることを提案している。以降では、この提案を前提として、信用リスクの開示目的に関する IFRS 第7号の定めを取り入れるかどうかに関する分析を行う。

会計基準の定めの確認

(IFRS 基準における定め)

¹ 金融商品会計基準第40-2項と新たな適用指針に集約された信用リスクに関する注記事項との対応関係は、注記事項の内容に関する議論を踏まえて今後整理する予定である。

14. IFRS 第7号では、信用リスクの開示目的に関して次の定めが置かれている。

(IFRS 第7号第35B項)

第35F項から第35N項に従って行う信用リスクの開示は、信用リスクが将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に与える影響を財務諸表利用者が理解できるようにしなければならない。この目的を達成するため、信用リスクの開示は以下の情報を提供しなければならない。

- (a) 企業の信用リスク管理実務並びにそれが予想信用損失の認識及び測定にどのように関連しているのかに関する情報（予想信用損失の測定に用いた方法、仮定及び情報を含む）
- (b) 予想信用損失から生じた財務諸表上の金額を財務諸表利用者が評価できるようにする定量的情報及び定性的情報（予想信用損失の金額の変動及び当該変動の理由を含む）
- (c) 企業の信用リスク・エクスポージャー（すなわち、企業の金融資産及び与信を行うコミットメントに固有の信用リスク）に関する情報（信用リスクの著しい集中を含む）

(IFRS 第7号第35D項)

第35B項の目的を満たすため、企業は、（別段の定めがある場合を除いて）次のことを考慮しなければならない。どのくらい詳細に開示すべきか、開示要求のさまざまな側面にどのくらい重点を置くか、集約又は分解の適切なレベル、財務諸表利用者が開示された定量的情報を評価するために追加的な説明を必要とするかどうか、である。

(IFRS 第7号第35E項)

第35F項から第35N項に従って提供した開示が、第35B項における目的を満たすのに不十分である場合には、企業は当該目的を満たすために必要な追加の情報を開示しなければならない。

15. 国際会計基準審議会（IASB）は、信用リスクを含む金融商品から生じるリスクの内容及び程度に関する開示について、信用リスクの開示目的と最低限の開示要求事項との組合せにより、比較可能であるとともに目的適合性のある情報²を財務諸表利

² 2023年5月に公表されたIASB情報要請「IFRS第9号の適用後レビュー — 減損」では、比較可能な情報と目的適合性のある情報について次のとおり説明されている。

ユーザーに提供することになると考えたとされている（IFRS 第 7 号 BC40 項から BC42 項）。

16. なお、IFRS 第 7 号における信用リスクの開示目的と個別の開示要求事項との関係を別紙 1 にまとめている。

ASBJ 事務局の分析

17. ASBJ では、これまで日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として収益認識などの会計基準の開発を行っており、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）においては、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS 第 15 号」という。）と同様に開示目的を定めるアプローチを採用した。また、2023 年 5 月 2 日に公表した企業会計基準公開草案第 73 号「リースに関する会計基準（案）」（以下「リース会計基準案」という。）においても、開示目的を定めるアプローチを採用している。
18. 今回、ステップ 2 を採用する金融機関における開示（注記事項）に関する基本的な方針に従って、信用リスクに関する注記事項について開示目的を定めるアプローチの採用を検討するにあたり、収益認識会計基準及びリース会計基準案における検討をベンチマークとして検討を行う。

（開示目的）

19. IFRS 第 7 号第 35B 項の「信用リスクの開示は、信用リスクが将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に与える影響を財務諸表利用者が理解できるようにしなければならない」とする柱書については、内容として適切であり、また、ベンチマークとしている収益認識会計基準及びリース会計基準案における開示目的³と比較しても概ね同水準と考えられる。ただし、日本基準としてよりふさわしい表現とすることが必要と考えられる。具体的には、以下のとおりとすることが考えられる。

(1) 比較可能な情報：すなわち、同じ要求事項がすべての企業に適用され、企業が晒されているリスクに関する比較可能な情報を利用者が受け取るようにする。

(2) 目的適合性のある情報：すなわち、提供される開示は、企業の金融商品の利用の範囲及び関連するリスクをどの程度まで引き受けるかどうかに応じて決まる。

³ 収益認識会計基準第 80-4 項は「収益認識に関する注記における開示目的は、顧客との契約から生じる収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示することである。」としている。また、リース会計基準案第 52 項は「リースに関する注記における開示目的は、借手又は貸手が注記において、財務諸表本表で提供される情報と合わせて、リースが借手又は貸手の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに与える影響を財務諸表利用者が評価するための基礎を与える情報を開示することにある。」としている。

信用リスクに関する注記における開示目的は、信用リスクが将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に与える影響を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示することである。

(開示目的を達成するための情報の提供)

20. IFRS 第 7 号では、信用リスクの開示目的として次の目的を達成するための情報を提供することが求められている。
 - (1) 企業の信用リスク管理実務並びにそれが予想信用損失の認識及び測定にどのように関連しているのかに関する情報（予想信用損失の測定に用いた方法、仮定及び情報を含む）
 - (2) 予想信用損失から生じた財務諸表上の金額を財務諸表利用者が評価できるようにする定量的情報及び定性的情報（予想信用損失の金額の変動及び当該変動の理由を含む）
 - (3) 企業の信用リスク・エクスポージャー（すなわち、企業の金融資産及び与信を行うコミットメントに固有の信用リスク）に関する情報（信用リスクの著しい集中を含む）
21. 前項(1)のうち、「企業の信用リスク管理実務」については、本資料第 7 項に記載のとおり、金融商品会計基準第 40-2 項(1)③「金融商品に係るリスク管理体制」に含まれる内容である。ここで、本資料第 12 項に記載のとおり、開示目的を定めるアプローチを採用するにあたり、信用リスクに関する注記事項は、金融商品会計基準において金融商品会計に関する注記事項全般を定めている場合を除いて、信用リスクに関する注記事項については金融商品の減損に関する新たな適用指針で定めることを提案している。このため、金融商品に係るリスク管理体制については、金融商品の減損に関する新たな適用指針における開示目的に関する記述には含めないことが考えられる。
22. 前項以外の項目については、ベンチマークとしている収益認識会計基準及びリース会計基準案の開発における審議状況を踏まえて検討を行う。
23. 収益認識会計基準を開発する際、IFRS 第 15 号の開示目的は必ずしも会計基準の利用者にとって理解しやすいものではないと考えられたことから、IFRS 第 15 号の開示目的及び開示項目の表現を見直し、これに合わせて別紙 2 のとおり個別の注記事項について並び替えを行った。その際の考慮事項は以下のとおりである。

- (1) 財務諸表に計上されている項目の内訳を示すように「収益の分解情報」を開示する。
 - (2) 財務諸表に計上された金額の計算過程を示すために5つのステップごとに「収益を理解するための基礎となる情報」を開示する。
 - (3) 将来キャッシュ・フローの予測に資するために「当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報」を開示する。
24. また、リース会計基準案の開発においても同様の検討が行われた。その際、リース会計基準案ではいくつかの項目に関して会計方針の選択を認めていることから、開示目的を達成するために、前項と同様の項目に加えて「会計方針に関する情報」の開示を求めることを提案している。
25. 本資料第23項及び第24項に記載した注記事項の体系は我が国の利害関係者にとって理解しやすいものと考えられることから、今回のプロジェクトにおいて信用リスクの開示目的を定める際も、同様の体系とすることが考えられる。なお、IFRS第7号の開示規定との比較については、別紙3を参照されたい。

- (1) 会計方針に関する事項
- (2) 貸倒引当金の分解情報
- (3) 貸倒引当金の算定プロセスに関する情報
- (4) 当期及び翌期以降の財務諸表への影響を理解するための情報

なお、(1)の会計方針に関する事項については、ステップ2を採用する金融機関を対象とした会計基準における例外的な取扱いに関して注記が必要と判断された場合にのみ、当該項目を設けることを想定している。

(開示目的の達成に関する考慮事項)

26. IFRS第7号第35D項は、開示目的を達成するために、どのくらい詳細に開示すべきか、開示要求のさまざまな側面にどのくらい重点を置くか、集約又は分解の適切なレベル、財務諸表利用者が開示された定量的情報を評価するために追加的な説明を必要とするかどうかの検討を企業に求めている。また、IFRS第7号第35E項は、IFRS第7号第35F項から第35N項に従って提供した開示が、IFRS第7号第35B項における目的を満たすのに不十分である場合には、企業は当該目的を満たすために必要な追加の情報を開示しなければならないとしている。

27. 前項の内容は、開示目的を定めるアプローチとしては適切な内容と考えられるため、そのまま取り込むことが考えられる。
28. また、ベンチマークとしている収益認識会計基準及びリース会計基準案では、いずれにおいても「ただし、上記の項目に掲げている各注記事項のうち、前項の開示目的に照らして重要性に乏しいと認められる注記事項については、記載しないことができる。」としている。これについても、開示目的を定めるアプローチとしては適切な内容と考えられるため、同様の内容を取り込むことが考えられる。

ASBJ 事務局の提案

29. 開示目的に関する記載は、「信用リスクに関する注記における開示目的は、信用リスクが将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に与える影響を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示することである。」としてはどうか。
30. また、収益認識会計基準及びリース会計基準案をベンチマークとして、この目的を達成するために以下の情報を提供するとしてはどうか。
- (1) 会計方針に関する事項
 - (2) 貸倒引当金の分解情報
 - (3) 貸倒引当金の算定プロセスに関する情報
 - (4) 当期及び翌期以降の財務諸表への影響を理解するための情報

なお、(1)の会計方針に関する事項については、ステップ2を採用する金融機関を対象とした会計基準における例外的な取扱いに関して注記が必要と判断された場合にのみ、当該項目を設けることを想定している。

31. これに加えて、IFRS 第7号第35D項及び第35E項の内容を取り込むこととしてはどうか。さらに、前項の開示目的に照らして重要性に乏しいと認められる注記事項については記載しないことができるとしてはどうか。

ディスカッション・ポイント2

本資料第17項から第31項の事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

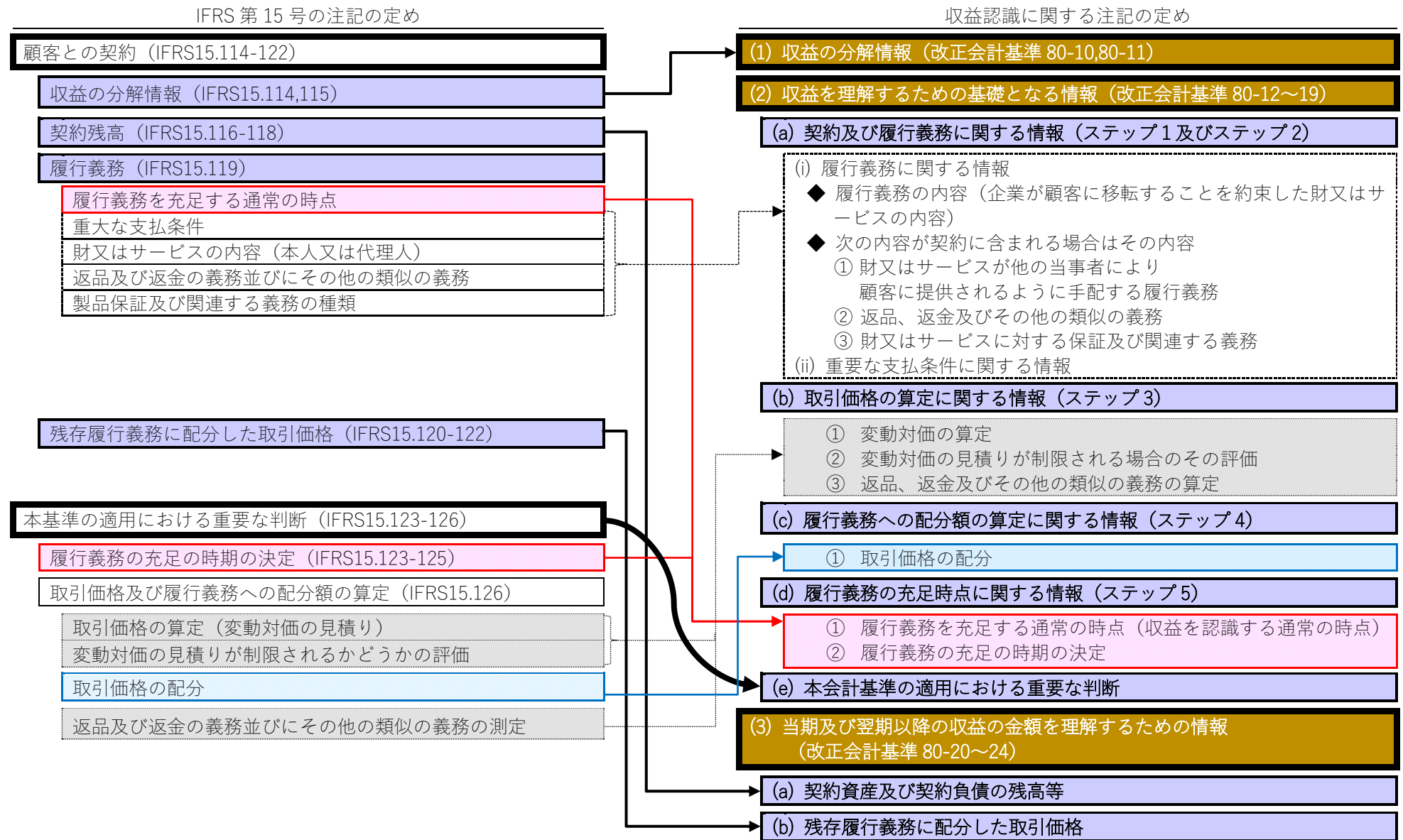
以上

別紙1：IFRS第7号における信用リスクの開示目的と個別の開示要求事項との関係

IFRS第7号の開示目的を達成するために求められる情報	対応するIFRS第7号の個別の開示要求事項	基準	適用指針
(a)企業の信用リスク管理実務並びにそれが予想信用損失の認識及び測定にどのように関連しているのかに関する情報（予想信用損失の測定に用いた方法、仮定及び情報を含む）	信用リスク管理実務並びにこの実務が予想信用損失の認識及び測定にどのように関連するのかの説明	第35F項	B8A項、 B8B項
	予想信用損失の測定に用いるインプット、仮定及び見積技法の説明	第35G項	B8C項
(b)予想信用損失から生じた財務諸表上の金額を財務諸表利用者が評価できるようにする定量的情報及び定性的情報（予想信用損失の金額の変動及び当該変動の理由を含む）	金融商品のクラス別に、期首残高から期末残高への調整表を用いた損失評価引当金の変動及び当該変動の理由の説明	第35H項	B8D項、 B8E項
	金融商品の総額での帳簿価額の著しい変動が、損失評価引当金の変動にどのくらい寄与したのかの説明	第35I項	
	認識の中止を生じない金融資産に係る契約上のキャッシュ・フローの条件変更の内容及び影響と、条件変更が予想信用損失の測定に与える影響	第35J項	—
	担保及び他の信用補完が予想信用損失から生じる金額に与える影響	第35K項	B8F項、 B8G項、 B9項、 B10項
	当報告期間中に直接償却したが依然として履行強制活動の対象としている金融資産の契約上の未回収残高	第35L項	—
(c)企業の信用リスク・エクスポージャー（すなわち、企業の金融資産及び与信を行うコミット	金融商品の区分別、信用リスク格付けごとの、金融資産の総額での帳簿価額並びにローン・コ	第35M項	B8H項か らB8J項

IFRS 第 7 号の開示目的を達成するために求められる情報	対応する IFRS 第 7 号の個別の開示要求事項	基準	適用指針
メントに固有の信用リスク) に関する情報 (信用リスクの著しい集中を含む)	ミットメント及び金融保証契約に係る信用リスクに対するエクスポージャーの開示		
	単純化したアプローチを適用した営業債権等に関する IFRS 第 7 号第 35M 項の開示の代替的な取扱い	第 35N 項	
	減損の要求事項が適用されない金融商品に係る信用リスクに対する最大エクスポージャーの開示	第 36 項	B9 項、 B10 項
(d) その他の開示	入手した担保及びその他の信用補完に関する情報	第 38 項	—

別紙2: IFRS 第15号の注記の定めと収益認識に関する注記の定めとの関係



2020年3月31日に、ASBJが公表した改正企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」等の「公表にあたって」別紙1より抜粋。

別紙3: IFRS第7号の開示規定との比較

IFRS第7号

金融商品の減損に関する適用指針(案)

(a)企業の信用リスク管理実務並びにそれが予想信用損失の認識及び測定にどのように関連しているのかに関する情報(予想信用損失の測定に用いた方法、仮定及び情報を含む)	X	① 会計方針に関する事項
A-1: 信用リスク管理実務並びにこの実務が予想信用損失の認識及び測定にどのように関連するのかの説明(第35F項)		② 貸倒引当金の分解情報
A-2: 予想信用損失の測定に用いるインプット、仮定及び見積技法の説明(第35G項)		B-1: 金融商品のクラス別に、期首残高から期末残高への調整表を用いた損失評価引当金の変動及び当該変動の理由の説明(第35H項)
(b)予想信用損失から生じた財務諸表上の金額を財務諸表利用者が評価できるようにする定量的情報及び定性的情報(予想信用損失の金額の変動及び当該変動の理由を含む)		③ 貸倒引当金の算定プロセスに関する情報
B-1: 金融商品のクラス別に、期首残高から期末残高への調整表を用いた損失評価引当金の変動及び当該変動の理由の説明(第35H項)		A-1: 信用リスク管理実務が予想信用損失の認識及び測定にどのように関連するのかの説明(第35F項)
B-2: 金融商品の総額での帳簿価額の著しい変動が、損失評価引当金の変動にどのくらい寄与したのかの説明(第35I項)		A-2: 予想信用損失の測定に用いるインプット、仮定及び見積技法の説明(第35G項)
B-3: 認識の中止を生じない金融資産に係る契約上のキャッシュ・フローの条件変更の内容及び影響と、条件変更が予想信用損失の測定に与える影響(第35J項)		④ 当期及び翌期以降の財務諸表への影響を理解するための情報
B-4: 担保及び他の信用補完が予想信用損失から生じる金額に与える影響(第35K項)		C-1: 金融商品の区分別、信用リスク格付けごとの、金融資産の総額での帳簿価額並びにローン・コミットメント及び金融保証契約に係る信用リスクに対するエクスポージャーの開示(第35M項)
B-5: 当報告期間中に直接償却したが依然として履行強制活動の対象としている金融資産の契約上の未回収残高(第35L項)		D-1: 減損の要求事項が適用されない金融商品に係る信用リスクに対する最大エクスポージャーの開示(第36項)
(c)企業の信用リスク・エクスポージャー(すなわち、企業の金融資産及び与信を行うコミットメントに固有の信用リスク)に関する情報(信用リスクの著しい集中を含む)		B-4: 担保及び他の信用補完が予想信用損失から生じる金額に与える影響(第35K項)
C-1: 金融商品の区分別、信用リスク格付けごとの、金融資産の総額での帳簿価額並びにローン・コミットメント及び金融保証契約に係る信用リスクに対するエクスポージャーの開示(第35M項)		D-2: 入手した担保及びその他の信用補完に関する情報(第38項)
C-2: 単純化したアプローチを適用した営業債権等に関するIFRS第7号第35M項の開示の代替的な取扱い(第35N項)		B-5: 当報告期間中に直接償却したが依然として履行強制活動の対象としている金融資産の契約上の未回収残高(第35L項)
その他		C-2: 単純化したアプローチを適用した営業債権等に関するIFRS第7号第35M項の開示の代替的な取扱い(第35N項)
D-1: 減損の要求事項が適用されない金融商品に係る信用リスクに対する最大エクスポージャーの開示(第36項)		B-3: 認識の中止を生じない金融資産に係る契約上のキャッシュ・フローの条件変更の内容及び影響と、条件変更が予想信用損失の測定に与える影響(第35J項)
D-2: 入手した担保及びその他の信用補完に関する情報(第38項)		